

ほうゆう訪問介護事業所運営規程 (訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人大分朋友会が開設するほうゆう訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態（介護予防訪問介護相当サービスにあたっては要支援状態等）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適切な指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこなう。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
自らその提供する指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ほうゆう訪問介護事業所
- (2) 所在地 大分市大字下宗方字櫛引258番地

(従業員の職種、員数及び勤務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名（常勤職員、サービス提供責任者及び訪問介護員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名（常勤職員・管理者及び訪問介護員と兼務）
サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。
 - ① 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の利用の申込みに係る調整をすること。

- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - ④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算人数 2.5人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から月曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前0時から午後0時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容及び利用料のその他の費用の額）

第6条 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は大分市長が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、概ね片道1kmごとに50円を徴収する。
- 3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を行って

いるときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 指定事業所は、利用者及びその家族から事業所が提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に関する苦情が提起された場合、管理者が対応し必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上のための研修を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人大分朋友会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月21日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。